

産業建設委員協議会記録	
開 会 年 月 日	令和 4 年11月21日
開 会 時 刻	午前10時05分
閉 会 時 刻	午前11時39分
出席委員名	◎上村和生 ○井村貴志 三野泰嗣 川口 浩
	北村 勝 野崎隆太 野口佳子 宿 典泰
	世古 明 議長
欠席委員名	なし
署 名 者	—
担 当 書 記	森田晃司
協 議 案 件	1 第2次伊勢市農村振興基本計画中間見直しについて
	2 伊勢市立地適正化計画の見直しについて
	3 伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】について
説 明 員	都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事、産業観光部長、
	産業観光部理事、農林水産課長、農林水産課副参事、その他関係参与

協議経過

上村委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに会議に入り、「第2次伊勢市農村振興基本計画中間見直しについて」外1件を協議し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時05分

◎上村和生委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、お手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【第2次伊勢市農村振興基本計画中間見直しについて】

◎上村和生委員長

それでは、「第2次伊勢市農村振興基本計画中間見直しについて」を御協議願います。

当局からの説明を願います。

都市整備部長。

●荒木都市整備部長

本日は御多用のところ、産業建設委員会に引き続き産業建設委員協議会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、ただいま委員長から御案内のありましたとおり、「第2次伊勢市農村振興基本計画中間見直しについて」外2件の協議案件でございます。詳細につきましては、担当部署から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

◎上村和生委員長

農林水産課長。

●野中農林水産課長

それでは、「第2次伊勢市農村振興基本計画中間見直しについて」御説明申し上げます。

それでは、資料1－1の1、「概要」を御覧ください。

伊勢市農村振興基本計画は、農村振興の目標と基本方針を体系的に整理し、今後の目指すべき方向性を示すものであり、現計画の第2次伊勢市農村振興基本計画は、平成29年度に10か年を計画期間として策定しましたが、農業を取り巻く環境や社会情勢が目まぐ

るしく変化していくことに対応するため、このたび中間改訂を行うものでございます。

次に、2の「計画期間」を御覧ください。

今回は中間改訂であるため、第2次計画の計画期間に変更はなく、平成30年度から令和9年度の10年間としております。

次に、3の「中間改訂の経過」につきましては、令和4年8月3日から10月18日の間に3回の策定委員会を開催し、計画素案について御審議いただきました。

次に、4の「改訂に際しての基本的な考え方」でございます。

平成29年度に策定した現行の計画の基本的な骨子は継承いたしますが、環境の変化や社会情勢を踏まえた施策の見直しや、国が掲げる施策や市が進めるべき農村振興施策を踏まえて必要な内容を定めます。また、指標の進捗状況等を関係団体と検証し、その結果を踏まえて目標値の再設定等を行います。

次に、裏面を御覧ください。

5の「農村振興施策の体系」ですが、テーマ、目標、施策の基本方針は、基本的に現行の第2次伊勢市農村振興基本計画を踏襲しております。

体系図の右端の欄、具体的な施策の施策5を御覧ください。

施策の基本方針に、地域の特性に応じた農業生産システムづくりに、農業技術に先端技術を駆使したスマート農業が、持続可能な農業のために重要な取組であることから、スマート農業の推進を加えました。

また、施策10は、基本方針4の自慢できる安全・安心な農産物づくりの施策として、農作物のブランド化に加えて、併せて産地の強化を進めていくことから、地域資源としての農作物のブランド化に向けた取組に産地の強化を追加いたしました。

恐れ入りますが、資料1－2を御覧ください。

1ページから4ページになりますけれども、第1章、計画の基本的な考え方で、計画策定の趣旨には、農業を取り巻く環境として、輸入資材の高騰化やAI、IoT等の技術革新による生産性の向上などの環境の変化について記載し、このほか、SDGsへの対応について記載しております。

次に、5ページから23ページの第2章、伊勢市の現状と課題については、統計データの更新、成果目標の現状の達成状況及び本計画策定から現在までの農林業を取り巻く環境の半化による修正を行いました。

少し飛びますが、18ページを御覧いただけますか。

18ページにつきましては、林業において新たな森林経営管理制度や公共建築物等における木材利用について追加を行いました。

次に、23ページを御覧ください。

伊勢市の課題についてまとめております。

伊勢市の課題については、新たな国の方針であるみどりの食料システム戦略の内容も踏まえて整理してございます。

次に、24ページから29ページのプランの基本的な考え方につきましては、現行の計画を踏襲しておりますが、伊勢市の課題解決に向け、スマート農業の推進、産地の強化、環境に配慮した農業の推進について追記を行っております。

次に、30ページから42ページは、第4章、施策の内容でございまして、令和9年度で

ある2027年度に向けた成果目標について見直しをしております。

また、前述しましたスマート農業の推進につきましては33ページに、そして産地の強化、環境に配慮した農業の推進については36ページに追記し、それぞれの施策の指標にSDGsのアイコンを表記いたしました。

次に、43ページ、第5章、プランの推進体系につきましては、計画の進捗管理、計画の周知について記載しております。

なお、45ページの資料編は現時点では掲載しておりませんが、本計画中間改訂策定までの経過を掲載させていただく予定としております。

恐れ入ります、資料1-1の裏面にお戻りください。

6、「パブリックコメントの実施」及び「今後の予定」でございますが、令和4年12月5日から令和5年1月10日までパブリックコメントを予定しておりまして、その結果について産業建設委員協議会におきまして御報告させていただき、令和5年3月に中間改訂版が策定される予定としております。

以上で、「伊勢市農村振興基本計画の中間見直しについて」の説明を終わらせていただきます。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎上村和生委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

川口委員。

○川口浩委員

今、みどりの食料システム戦略について言及がありましたけれども、基本方針にどのように反映されているのか、もう少し詳しく教えてください。

◎上村和生委員長

農林水産課長。

●野中農林水産課長

基本方針4の施策の9に、「生産現場において、有機・減農薬栽培等環境に配慮した生産方式および土壌分析等の数的根拠に基づく、効率的な施肥体系を支援…」、失礼しました、施策9の1の丸3つ目のところに……

〔「何ページ」と呼ぶ者あり〕

●野中農林水産課長

36ページでございます。すみません。というところに記載してございます。

◎上村和生委員長

川口委員。

○川口浩委員

分かりました。そうしますと、今後、令和9年度までの間にこれに関連した新しい支援

策、市として、あるいは国・県の支援策というものが紹介されたりとか、その辺のお考えはどうなんでしょうか。

◎上村和生委員長
農林水産課長。

●野中農林水産課長

現在でも、予算におきましては、特色ある農業の関係の補助金として、減農薬や有機栽培についての補助金を準備してございます。

また、国のほうの施策なども今後注視しまして、そのような利用できるものがありましたら周知、また推進していきたいというふうに考えております。

◎上村和生委員長
川口委員。

○川口浩委員

分かりました。

食育の推進に関しまして、目標設定とかが若干変わっているかのようにも思うのですが、例えば、食育の……

◎上村和生委員長
何ページですか。

○川口浩委員

38ページです。

学校給食での地場産品の採用割合とか、そういった目標もあったかと思うんですが、その辺は整理されたということなんでしょうか。

◎上村和生委員長
農林水産課長。

●野中農林水産課長

現行の計画にあります数値、22ページを御覧いただけますでしょうか。

こちらの真ん中あたりに、基本方針4の2列目に、「学校給食への地場農産物の提供回数」というのがありまして、基準値が2回とか、現状値5回、目標値6回とあって、非常に少ない印象を受けるかと思います。これ、実は農林水産業費、農林水産課の予算でもって学校給食に提供している回数でありまして、実際は学校給食といいますのはもっと地場産品を活用されておりますので、誤解を与えないことから、今回削除させてもらったということです。

学校給食につきましては、引き続き学校側のほうで地場産品を使っただけという

ことです。以上です。

◎上村和生委員長

川口委員。

○川口浩委員

すみませんでした。地場産品の利用割合のほうは食育推進計画のほうでしたので、ちょっと私勘違いしました。管轄外でした。失礼しました。

食育の推進ですが、産業振興の面から考えると、やっぱり学校給食が安定した供給先、需要として期待されますし、それがなければ生産者のほうの意欲も高まらない、計画的な生産ができないと思うんですが、ちょっと学校給食での採用に関して、産業面からのやや言及が弱かったかなと思うんですが、その辺何かございますか。

◎上村和生委員長

農林水産課長。

●野中農林水産課長

学校給食の面につきましては、教育振興基本計画のほうで地場産品の割合が定められておりまして、令和元年ですと47.5%、令和2年ですと38.2%が採用されているというふうに考えています。

また、産業面からの支援についても、今後、この数値が消えたものの、当然連携しながら振興していきたいというふうに考えております。

◎上村和生委員長

川口委員。

○川口浩委員

分かりました。

ちょっと委員会の所管も外れてしまいますので、この辺にとどめさせていただきます。ありがとうございました。

◎上村和生委員長

よろしいですか。

他に御発言はございませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

まず、質問に入ります前に、この資料、幾つか誤字脱字が結構あるんじゃないかなというふうに思うので、それだけ先に、ちょっと僕の気づいたところだけですけれども、簡単に御指摘させていただければと思うんですけれども、まず、14ページ。

農業就業人口という、米印の3つ目があると思うんですけれども、これの「自営農業に従事した世帯員のうち」の、次のこれ、「宮」という漢字が出てくるんですけれども、これらも営業の「営」かな。それとも、この言葉があるのかな。

◎上村和生委員長
農林水産課長。

●野中農林水産課長

失礼いたしました。誤字でございますので、修正させていただきたいと思います。

○野崎隆太委員

あと、もう1点だけ、残りはもう見直してもらったら結構なので、スマート農業の33ページ。

ここも、このページの「⑤」と書いてあるところの「生産性の高い畜産の」という、これは「畜産振興」で多分いいと思うのと、あともう1個、施策の5のところ。「スマート農業への」と書いてあるんですけれども、ちょっとここも誤字なので、ほかにも多分あると思うので、よかったら1回資料のほうを見直していただければと思います。

その上で、もう答弁は結構ですので、質問に入らせていただければと思います。

まず、少しスマート農業の話をさせていただければと思うんですけれども、スマート農業、ちょっと伊勢市の認識だけお伺いできればと思うんですけれども、この「スマート」はそもそも略語であって、機械を使うのが全てスマートだというわけではなくて、機械は手法の一つにすぎなくて、どちらかといえば生産管理であるとか、それからコストの調整であるとか、そういった産業としてしっかり成り立っていくためにどうするかというものの略が「スマート」であって、ICTとかを使うとか、ドローンを使うとか、そういったものは、その中の手法の一つにすぎないというのが本来の考え方だったかなと思うんですけれども、市はその辺ちゃんと把握をされているかだけ教えてください。

◎上村和生委員長
農林水産課長。

●野中農林水産課長

確かに、スマートといいますと、省力化とか精密化とか、高品質生産を実現するものというふうに認識はしてございます。

その上で、農業分野に関しては、近年、ロボット技術とかICと言われている情報通信技術を活用して、ただいま申し上げた省力化、高品質生産を実現するためにそういったことを推進している、新しい農業のことを指しているというふうな認識でございます。

◎上村和生委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

分かりました。

今言ってもらったとおり、省力化とか、そういったものも含めてスマート農業なんですけれども、一つ気になるのは、スマート農業というのは、さっき言った生産管理であるとかそういったもので、これまでの農業を全部否定するものではなくて、今までの農業にプラスして、それぞれの農家の方とか、もしくは法人が独立採算というか、独立で経営ができるようにというプラスの要素なので、どちらかというと今までの農業が駄目だという話じゃなくて、今までの農業にさらにこうやってしていったら、もっとよくなるんじゃないかとか、その辺が否定に入ってはいかんと思うので、そこだけちょっと、もう一度だけ御答弁をいただけますでしょうか。

◎上村和生委員長

農林水産課長。

●野中農林水産課長

委員仰せのとおり、否定するものではございませんでして、例えば、極論としましては無人倉庫のトラクターなんかですと、当然それによって作業の自動化で規模拡大になる。規模拡大になると、今まで例えば10万円しか収入がなかったのが、20万円になったりとかというのが考えられます。また、身近なところだと、高齢化も進んでおりまして、なかなか重たいものを持つことが難しいという場合には、サポートするような機械もございまして、それを装着することによって御高齢の方でも重たいものを持てて、それで、さらにその人がやる作業がプラスになるというふうに、いろんなものが考えられますので、伊勢市に合ったようなスマート農業というのを進めていきたいと思っています。

◎上村和生委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

分かりました。

本当に極端な話をしてしまいますと、例えば、すばらしい伝票を書ける人がいたり、すばらしい帳簿を手書きでできる人がいれば、それ自体がスマート農業の本来の考え方に適しているといえど適しているので、その略語の意味も考えて、ぜひいろんなことを、いろんな知恵を、逆に農家の方からもたくさんいただいてもらいたいと思います。

その上で、今回協議会にかかっているこれ、農村振興基本計画なんですけれども、農業の出荷高であるとか、額とか、そういう問題ではなくて、これは市長の一番最初の「はじめに」にもありますし、その途中にも、魅力あふれる農村をつくるというような言葉が幾つか出てくるんですけれども、基本的にこれ農村、村とか、要するにコミュニティーをつくっていくための計画だと思っているんですけれども、昨今人口の減少であったり、農家の方が就業者数が減ってきたりとか、これで新しい問題が僕は出てきているんじゃないかなというふうに思っています。

先日、違う地域でもちょっと見てきたんですけれども、例えば、幹線道路沿いの畑が、畑というか、もともと果樹園だったところが木が切られて、そのまま放置された畑になって、道路近くに草がたくさん出てきているとか、そういった現状が、よその地域ですけれどもあつたりもするんです。

さっきも言ったように、これは農村の振興基本計画で、魅力あふれる農村なので、例えば、整備されている農村と整備されていない農村と、はい、どっちという話をしたときに、整備されている農村が本来魅力ある農村だと思うんです。単にたくさんの作物を作るかどうかというところから、現状としてだんだん就業者数が減ってきて、それこそ耕作放棄地が増えてきて、今まではある意味農家の方が管理してくれていた田畑がもう管理されなくなってきて、次は税金で管理しやないかんくなってくるというような話になってきたりしますと、その方を責めるという話ではなくて、魅力あふれる農村とか、こういった農村の管理というのが、そろそろ僕過渡期に来ているんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりどんなふうに認識をされていますか。

◎上村和生委員長

農林水産課長。

●野中農林水産課長

委員おっしゃられますように、魅力ある農村として整備されていることが必要だと思います。

確かに耕作放棄地というのも、目に見えるところに散見されるところでございますけれども、そのあたりは、今減ってきている農業者を、担い手と言われる大きく耕作されている方に農地を集積しまして、それによって耕作放棄地の解消とかに努めてもらっているところでございます。これにつきましては、人・農地プランという、地域が主体となつてつくるプランによって、この農地は将来誰に預けようとか、ここはどうなっていくのかという計画もつくりながら、先を見て進めていきたいというふうに考えております。以上です。

◎上村和生委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

分かりました。

最初の市長の挨拶の「はじめに」の中の中盤ぐらいに、「農業・農村の問題は、食生活や住環境等と直結した問題であり」というようなことが、市長の御挨拶の中には入れてくれてあって、当然それは農業基盤の整備という話も書いてはあるんですけれども、恐らくこれからは、僕こっちのほうが大きな課題になってくるのかなと思います。

当然、大きな法人か何かが全部農地を管理してくれればいいですけれども、そうではなくなったときに、当然それは虫の話もそう、動物の話もそう、いろんなものがまちなかで違う害が出てくることも当然ありますし、この中には獣害の話もありますけれども、山と

かを管理してくれているから助かっているところもあるんですけども、人が減ってきたら管理をそもそもしてくれないので、そうすると、この計画そのものがやっぱり絵に描いた餅になってしまうかなと僕は思っていますので、そういう意味で、農村振興というこっちに、これから僕はぜひ重点を置いていただきたいなというふうに思います。これはほとんど意見なんですけれども、なので、ちょっとその辺を僕は大変に危惧しておりますので、その辺だけぜひ今後計画の進行に当たって、後々……人が減ることが何がいかんのかというと、野菜を作らないことがいかんという話だけでなく、そういった側面もあって、農家の方がやってくれていることというのは、野菜を作ってくれておるだけでなく、まちそのものをきれいにしてくれておるという側面もあるということだけは、ぜひ認識をたくさんしていただければなど、当然それは担当課の方は、僕より知っていると思いますけれども、と思います。

◎上村和生委員長

よろしいですか。

産業観光部理事。

●宮本産業観光部理事

ありがとうございます。大変貴重な意見だと思います。

先ほど課長が、人・農地プランの話もさせてもらったんですが、39ページに多面的機能支配交付金活動ということがありまして、実は今、伊勢市のこの地域に27の組織があって、今、委員言われましたように、農作物の振興だけでなく、魅力ある農村づくりというところで、今27組織あって、農家と非農家の方も入られて、約3,000人の方がこういった環境も含めての取組をしていただいております。

今後、委員の意見を参考にさせてもらって進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎上村和生委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

もうこれで終わりますけれども、今御答弁いただいたとおり、農家のための計画になってはいかんですし、やっぱり市民の皆さんがこれをもって農村の、この伊勢市そもそも全体のいろんなものを管理していくし、いわゆる農業従事者でない人たちも、積極的に協力ができるような計画をぜひ進行していただければと思います。以上です。

◎上村和生委員長

他に御発言はございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

私は、前回の基本計画よりは、一步、二歩前に進んだ計画になったんかなということは評価をしたいと思います。

特にスマート農業化というのか、そういったことについて触れられて、こういうことがこれから起こっていくんだらうということは、想像が誰でもできる話なので、それは評価したいと思うんですが、基本的な話をすると、この基本計画というのは、やはり現実、農業者の方が、市が考えておる施策に対してきっかけをつくるとか、刺激であるとか、おこがましいので誘導というまではいかなくても、何らかやっぱり農業者の方に、こういうことで高所得が得られますよ、または、資材の購入はこういうやり方がどうですかとかいうことを提案していく、そういうものの基本になるということが大事かなと、こんなことを思っているんです。

行政側がいくら努力しても、何かというと補助金対応というようなことになってくるので、それはもうぜひ避けていただいて、農業者が農業をしやすい、高所得を得られやすい、またはコストの削減であるとか、そういったことがスマート農業の中にもうたわれていますから、それをやはり中心に持ちながら絵を描いてもらいたいなと、こんなことを思うんです。

そのときに、非常に大事なのが伊勢市の現状と課題ということで、ここにこう挙げられておるんですけれども、特に、各地区のほうで割と細かく地域別土地の利用ということで挙げられておるんですけれども、私これを見たときに少し残念だなというのは、もう少し深く切り込んで、各地区の状況というのがこれを見るとすごく分かるという状況、つまり、例えば、全体の農地がどれだけあって、農用地がどれぐらいあって、それで遊休農地がこの地区はどれぐらいあるんだというようなことも、ほかにもまだあるんですけれども、そういうものをこの中に入れていくということがすごく大事じゃないかなと、こんなことを思ったんですけれども、そのあたりはどのような考え方でつくられておるのか、ちょっと聞かせてください。

◎上村和生委員長

農林水産課長。

●野中農林水産課長

この地区ごとの遊休農地とか耕作地というのは、現在示しておりませんが、数値としては持っておりますので、また、委員の御意見を策定委員会のほうと協議しながら検討していきたいと思っております。以上です。

◎上村和生委員長

宿委員。

○宿典泰委員

何を言いたいかというと、やっぱり各地区の特色というのがここに載っておるわけですよ。だから、その特色に基づいて、より一歩前進するような状況をつくっていかうということになると、やはり重点的に農用地の問題についても触れていかないかん、遊休農地

についても触れていかないかんということがここへ出てくると思うので、そこら辺をもう少し踏み込んだ形のものをつくっていただきたい。

それと、13ページなんですけれども、産業別の生産額というのが示されておるんですけれども、もうほとんど2020年のデータというのが示されておるんですけれども、このデータが2014年と2018年ということになっています。これ、できるだけやはり更新をするということは、2021年のデータを載せよということは、なかなか難しい話かも知れませんが、やはりそれに近い状況をやらないと、何かもう4年も5年も前のデータということになると、ちょっとピンぼけしてしまうと思うので、このあたりも考えてほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか

◎上村和生委員長

農林水産課長。

●野中農林水産課長

申し訳ございません。今の産業別生産額につきましては、現時点で公表されているものが2018年度が最新ではございますが、実は、今月もしくは12月に1つ新しい年度のものが公表されるというふうな予定になっておりますので、パブリックコメントに間に合いましたらそれまでに修正、また、間に合わない場合は、策定までに新しい数値と置き換えたというふうに考えております。以上です。

◎上村和生委員長

宿委員。

○宿典泰委員

分かりました。そのようにやっていただきたいと思います。

それと、41ページに森林の保全と育成というのがあって、これの事業が始まる時に、やはり国からのお達しもあって始めたわけでありましてけれども、非常に森林の保全と育成というのが難しいんじゃないかということを僕は言わせてもらった、自分の発言をちょっと覚えておるんですけれども、実際にはこの保全と育成を何でしていくかというたら、森林を持っている人に経営者の視点というのか、そういうのをきちっとやって、もう人に預けるのやったら、早いこと預けてくれと、こういうことやと思う、簡単に言うと。自分でできるのやったら、もう少し収支が合うような状況とか、保全がちゃんとできる、管理ができる、運営ができるような状況をつくってほしいということが元やったと思うんですけれども、ここに書かれておる状況からすると、そのあたりの本当に経営の視点というのがちょっと弱くて、書きにくい部分はあるとは思いますが、ちょっとどうかなというのを全体的に思いました。

大変大きな事業なんですよ。もう伊勢市の中の森林をほとんど調査して、所有者を調べて、それでどういう状況かと。だから、スピード感を持ってやってくださいというのは、そういうことなんですよ。これで10年たったら、すみません、前は所有者が生きておったんやけれども、相続問題があってみたいな話になるので、これはスピード感上げてや

ってもらわないかなということを申し上げたと思うんです。

それで、そのことについて、ちょっとそのあたりのことを考え方だけ示してください。

◎上村和生委員長

農林水産課副参事。

●徳田農林水産課副参事

委員仰せのように、約2,400ヘクタールという広大な森林につきまして経営管理を、市または意向のある業者に管理をしてもらっていくというふうなことで進めていくわけでございます。

確かに委員仰せのように、極力スピード感を持って進めていきたいというふうに当然考えております。

ただ、意向調査というものを行いまして、また、そういう意向調査の中でやはり所有者不明、または、意向調査票を送って返ってこないといったところもございます。そういったことから、極力そういうふうなところを前倒しして、今後スピーディー、より加速的な森林整備に努めていき、また、経営管理につきましても、そういう経営管理の成立する森林につきましては、意向ある業者に再委託をしまして、経営管理を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎上村和生委員長

宿委員。

○宿典泰委員

そういうことで意向調査をしてもらう、とても大事なことで、基本の調査なので、ここにも間伐率しか書いてないわけですね、実際は。だから、意向調査を受けた結果、これからどうなるんやというのが、ちょっとこの中では読みづらいということも申し上げたいんです。

もう一つは、間伐をしたり、経営という視点に立ったら、木材利用がいかになんて進んでおるのかというようなことを、ここで今度は表記していかないかんわけですよ、そうやってきたら。

そうすると、間伐材の利用についても、何かうやむやと、間伐材を利用していくわというて、県産材なんかを使うというのが書いてあるんやけれども、果たしてそんなことが実際公共工事の中でやっておるかというのと、全然無視したような形で、椅子やら机に変わっておるぐらいのことで、そういうことがこれから森林保全やら育成のために、経営視点でということにつながるとは、もう到底思えないんですよね。何かもう少し公共工事の中に取組としては、もうこの間伐材の利用であつたりとか、木材の利用があつたということ、何々を建てた、何十%ぐらい使ったというようなことが、ここにこれから表記をしていかないかん話なので、そのあたりのことを想像しながらちょっと事務に当たってほしいなと、こんなことを思うんですね。

だから、公共工事に使われる利用率というような、そこもきちっと示していかないと、

椅子やら机やら、げた箱を作ったというだけでは、ちょっと弱いような気がするので、そこら辺を確認してほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

◎上村和生委員長

農林水産課副参事。

●徳田農林水産課副参事

今までの木材利用ですけれども、県民税が先立っていろいろと利用はさせていただいたところです。また、譲与税につきましても、令和２年度には海の駅のウッドデッキであったり、また、令和３年度におきましては大淀海岸のあずまやと、比較的小規模なものの利用にはなっておるんですけれども、今後また、新たな小中学校も建設され、また公共の新たな建築物等も、そういうふうな予定があることから、極力そういうふうな木材利用を推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

◎上村和生委員長

宿委員。

○宿典泰委員

なかなか農林水産課だけでできる話じゃなくて、今日はここにお見えの各部の部長さんらが、何かをつくるときのネタとしては、それをしっかり使っていくということをやらないと、農林水産課は一生懸命やっていますんやわということでは駄目なので、そのあたりはきちっと各部の部長さんあたりで、使えるものはきちっと使っていこうというようなことで、でないと、森林の保全やら管理というのはできないと思うので、よろしくお願いします。

最後に、プランの推進体制ということで、一般的なプラン・ドゥ・チェック・アクションというようなことを書いてもらっておるんですけれど、このあたりが農業はすごく難しいんじゃないかなと、こんなことを思っておるんです。これのこれからの表記のやり方というのは、どのような表記のやり方を考えておるのか、ちょっとお聞かせ願います。

◎上村和生委員長

農林水産課長。

●野中農林水産課長

この進捗管理のPDCAサイクルの表記についての質問ということで……

○宿典泰委員

今後の表記ですよね。

●野中農林水産課長

確かに農業はほかの事業と比べまして、例えば、目標があって、それに進んで結果とい

うのは、出せることは出せますけれども、ちょっと一概に何といいますか、機械的に数字的に出すのは難しいかと考えております。

J Aや農業者の連携が不可欠でございますので、できるだけ委員がおっしゃられたように、農業者が積極的に自ら動いていけるようなものが見えるような形で表記していきたいと思っております。以上です。

○宿典泰委員

非常に僕は難しい質問もして、難しい表記になるんと違うのかなということを想像しながらちょっと申し上げたんやけれど、結果的には、もう先ほど言ったように、農業者が自らいろんなことを考えていってもらえる、そういうことをしてかないかんわけですね。だから、業者側が、こんなことを、補助金あって、こんなんあるで、それをやらへんかと、そんな話はないわけですよ。だから、そのあたりをきちっと続けていこうとなると、このプランニングというのが、アクションまで移るとというのが、なかなかどうなのかなと。農業のことですから、行政側がある程度誘導してというのか、指導してというのか、そういうことの中で次はこういう農業を始めるわということで、きっかけはつくるかも分からんので、そのあたりをきっかけをつくって、農業者が自ら高収入を得られるような状況のことというのをこの中へ入れるのに、どうやって入れるのやろうなあと、こう思ったものですから、そのあたりはしっかり考えていただいて、表記の仕方も含めて分かりやすいものをつくっていただきたいなと、これだけは申し添えておきます。ありがとう。

◎上村和生委員長

他に御発言はよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

◎上村和生委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市立地適正化計画の見直しについて】

◎上村和生委員長

次に、「伊勢市立地適正化計画の見直しについて」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

都市整備部参事。

●中村都市整備部参事

それでは、「伊勢市立地適正化計画の見直しについて」御説明申し上げます。

資料２－１を御覧ください。

１、「立地適正化計画の概要」としましては、資料に記載のとおり、医療、福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能や居住機能の誘導により、人口減少社会、高齢化社会において、持続可能な都市経営を可能とするコンパクトシティの実現を目的とした計画で、伊勢市では平成30年３月に策定しております。

令和2年6月の都市再生特別措置法の改正により、災害リスクを踏まえた誘導区域を再設定し、誘導区域の防災指針を記載することが必要となりました。

次に、2、「見直しの経過」でございます。

立地適正化計画につきましては、都市計画審議会の意見を聴くことが義務づけられていることから、これまでに都市計画審議会に事前説明案件として3回御説明し、御意見をいただき進めてきました。

続きまして、3、「主な見直し内容」でございます。

資料2-2を併せて御覧ください。資料2-2の表紙を1枚めくっていただきまして、目次を御覧ください。

序章から第3章は、計画の目的等、都市の現況、人口将来見通しと課題、基本方針でございますが、各種データ、関連計画の更新に合わせた文言の修正を行いました。内容に大きな変更はありませんでした。

続きまして、資料2-2の49ページを御覧ください。

第4章、防災指針は、今回新たに追加した章となります。

防災指針とは、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるものとなっております。

次に、53ページを御覧ください。

災害リスクの分析に当たっては、表に記載のとおり、各種ハザード情報を基に発災時の避難への影響として、避難所の立地、垂直避難での対応、また、災害後の市民生活への影響として、医療施設などの生活支援施設の立地といった視点で行っております。

次に、ページ飛びまして、84ページを御覧ください。

災害リスクの分析や課題を踏まえ、防災に関する基本方針を「誰もが安全で安心して暮らせる災害に強い都市」としました。

次に、85ページの中段を御覧ください。

(3) 防災施策として、①災害リスクを回避する、②災害リスクを低減する（ハード）、③災害リスクを低減する（ソフト）の3つに区分しました。

①では、災害リスクの分析を踏まえ、災害リスクの高いエリアを含まないよう居住誘導区域を見直します。

②として、洪水浸水対策や内水浸水対策などのハード整備を行い、リスクの低減に取り組んでいきます。

③として、避難体制の強化やリアルタイムでの情報提供、ハザードマップの更新など、災害に備えた事前準備に取り組んでいきます。

もう1枚めくっていただきまして、86ページ、87ページを御覧ください。

ここでは、左から順に、取組方針、分類、災害ハザードの種類、取組施策として具体的な事業内容、それから事業実施主体、工期として実施時期を整理し、表にまとめたものでございます。

次に、89ページを御覧ください。

第5章は、都市機能区域の設定の章となります。

防災指針を踏まえ、災害リスクの視点を加え、都市機能区域の見直しを行っております。

災害リスクの高いエリアである家屋倒壊等氾濫想定区域を部分的に除外しましたが、都

市機能誘導区域全体としては大きな変更はありません。

次に、111ページを御覧ください。

第6章は、誘導施設の設定の章となります。

関連計画の更新及び表現の修正を行いました。内容に大きな変更はございません。

次に、ページ飛びまして、133ページを御覧ください。

第7章は、居住区域の設定の章となります。

防災指針を踏まえ、災害リスクに着目し、居住誘導区域の見直しを行いました。

災害リスクの高いエリアである家屋倒壊等氾濫想定区域などを除外しましたが、居住誘導区域全体としては大きな変更はございません。居住誘導区域から除外した区域につきましては、156ページから165ページにまとめましたので後ほど御高覧ください。

次に、167ページを御覧ください。

第8章は、誘導施策の章です。

関連計画の更新や関連事業の状況に合わせ文言を修正しましたが、内容に大きな変更はございません。

次に、171ページを御覧ください。

第9章は、目標値の設定の章となります。

都市機能に関する目標値は、年号や表現を修正しましたが、目標値は変更していません。

1枚めくっていただきまして、172ページを御覧ください。

居住に関する目標値について、当初計画時は100メートルメッシュにて人口密度を算出しておりましたが、国勢調査に合わせまして250メートルメッシュによる算出方法に変更したため、数値を変更しております。

次に、173ページを御覧ください。

若い世代にとって魅力的な都市に関する目標値について、現在の計画では、子育て支援センターの利用者数を設定していましたが、高齢者の目標値と合わせまして市民アンケートの満足度に変更いたします。

次に、174ページを御覧ください。

高齢者が安心して暮らせる便利な都市に関する目標値について再度算出した結果、数値を修正しております。

次に、175ページを御覧ください。

防災に関する目標値としまして、今回新たに作成した防災指針における防災施策から、ポンプを増設する排水機場数、雨水排水路の整備、宮川橋の改築を設定します。

恐れ入りますが、資料2-1に戻っていただきまして、裏面の一番下の4、「今後の予定」でございます。

11月25日から12月26日にパブリックコメントによる意見聴取を行いました。その結果と市の見解につきまして都市計画審議会にお諮りし、令和4年度末に改訂したいというふうに考えております。

以上、「伊勢市立地適正化計画の見直しについて」御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

◎上村和生委員長

ただいまの御説明に対しまして御発言はありませんか。

川口委員。

○川口浩委員

今回の見直しで居住区域の設定が変わっています。例えば、164ページ、165ページ、五十鈴川の左岸の地域ですかね、居住誘導区域から外れることになっていますが、災害リスクを回避するという観点のことであるというふうに、私はこれを読んで理解しましたが、実際問題として、今この地域には住んでいらっしゃる方もいますが、その方々への説明というのはどういうふうにされていくんですか。

◎上村和生委員長

都市整備部参事。

●中村都市整備部参事

この居住区域の見直しにつきましては、危険度の高い部分というものに居住を誘導していくというのは不適切であるというふうに考えまして、除外をしたものでございます。

今、実際住まわれている方に対する周知ということで、計画が出来上がりましたら、広報での周知であったり、それから説明会であったり、このようなことをしながら、計画全体の周知を図っていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

◎上村和生委員長

川口委員。

○川口浩委員

この見直しで、今回、居住誘導区域から外れるところに関しては、一定規模以上の住宅開発で届出が必要になるとか、あるいは住宅ローンの金利優遇措置が受けられなくなるとか、結構具体的なデメリットがあると思うんですけれども、今、説明を広報紙あるいは説明会などで行っていくというふうにありましたけれども、ともすれば、広報いせに載せて、全体像をざっと見せて終わり。それだと、恐らく実際に住んでいる方一人一人には届かないと思うんですよね。少なくとも当該地域の自治会、町内会単位で説明をしていただくとか、そういったことが必要になると思いますが、いかがですか。

◎上村和生委員長

都市整備部参事。

●中村都市整備部参事

委員仰せのとおり、確かに除外されることによるデメリットというものも発生してくるというふうに思いますので、該当する地域の自治会になるのか、まちづくり協議会になるのか、ちょっとそのあたりも含めて、今後検討していきたいというふうに考えております。

◎上村和生委員長

川口委員。

○川口浩委員

分かりました。徹底的にそこは説明してください。

と同時に、居住誘導区域から外れることで河川整備、例えば、護岸整備だとか川底を掘削するだとか、そういった取組の優先順位が下がるんじゃないか、そういった懸念もあるかと思うんですが、その辺はいかがですか。

◎上村和生委員長

都市整備部参事。

●中村都市整備部参事

この居住誘導区域から外れたことによって、例えば、河道掘削の優先順位が下がるとか、そういうふうなことはないかなと考えております。ハード整備といいますのは、居住誘導区域だけに絞ったものではありませんので、伊勢市全体の安全も含めてやっていくものかなというふうに考えておりますので、そのような心配はないかなというふうに考えていただいて結構かと思えます。

◎上村和生委員長

川口委員。

○川口浩委員

地域からやっぱり護岸改修だとか、要望が出ている地域もあるかと思しますので、今おっしゃられたこと、住民の懸念、心配を解消できるよう取り組んでいただければと思います。以上です。

◎上村和生委員長

よろしいですか。

他に御発言はございませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

今回、これでパブリックコメントにかかるということで、その前にちょっと幾つかお尋ねできればと思うんですけれども、まず、先ほど、居住誘導区域というのがあって、これからコンパクトシティに向けてどんどん誘導されていく、誘導したいというような思いでの計画だと思うんですけれども、その点は理解をするんです。

その上で、前から何度か言っていますけれども、伊勢市には伝統文化の行事の関連の整理も、ある程度僕はせないかんかなというのが一つと、あともう一つ、同じような話なんですけれども、実際これ、居住誘導区域、先ほど、住宅ローンの金利優遇みたいな話とか

も出ていましたけれども、この居住誘導区域の中に人が移動するというのは、僕はいいか
なと思うんですけれども、人口動態が移動か、それ自体はいいかなと思うんですけれども、
一方で、その区域外のところとかで、住宅も含めて都市機能が更新されないとか、そう
いったことのおそれも出てくるかなというふうに思っておるんです。というのは、今の段
階で狭路とかが多くて、そういったことも含めて、人が住んでいないのにそこから人がど
んどん離れて行って、それがあある意味では、放置された状態で全体のコミュニティーが残
ってしまうというのは、あまり望ましくないなと思うところもあるんですけれども、その
あたりどんなふうにお考えですか。

◎上村和生委員長

都市整備部参事。

●中村都市整備部参事

すみません。委員がおっしゃられた都市機能というのは、例えば、道路であったりとか
というようなインフラのイメージでよろしいのでしょうか。

○野崎隆太委員

そうです。

●中村都市整備部参事

よろしいですか。

居住を誘導していきたいというのは、確かにコンパクトなまちをつくっていく上で重要
なことかというふうには考えておりますけれども、では、居住誘導区域外の部分の例えば、
側溝の整備であったり、道路の整備というのを全くしないのかというようなことではない
というふうに考えていただいたらいいのかなと思っておりますので、当然、例えば危険度
が高いものにつきましては、今までと同様に引き続き修繕等をしていく必要があるかと思
っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎上村和生委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

分かりました。

一方で、行政の考えなければいけないこととして、これは、そもそも人口の減少に対
してどうするかという計画だと思うので、空き家という話ではなくて、例えば、家そのもの
を潰すためにどうしていくかとか、これから余ってきた土地をどうするかとか、もしくは、
場合によっては大きい家を推進して行って、どんどん土地を少なくとも利用してもらうこ
とは考えていくのかとか、そういったこともちょっとずつ考えていかなければいけないと
思うんです。居住誘導区域へ移動して残った、さっき言った道路以外でも、建築物がその
まま残っている状態とそれが平らな状態では、次の再開発なんかができるかできないかと

か、土地の利用ができるかできないかとか、僕は違ってくると思うので、そのあたり今後人口が減少するに当たって、残されたまちというのをどんなふうにお考えですか。

◎上村和生委員長

都市整備部参事。

●中村都市整備部参事

まず、この計画では、基本的には小さくまとめていこうと、コンパクトなまちをつくっていこうというような計画になっておりまして、今、委員がおっしゃられたとおり、実際、じゃあ、その区域から外れた部分が今後どのようなまちになっていくのかというところまでは、この計画には正直書かれていない状況です。

それにつきましては、今後も県内の自治体であったり、国・県なんかと協議もしながら、区域外の考え方についても、もう少し研究していく必要があるかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎上村和生委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

大切なことは、僕はこの立地適正化計画で、もしくはコンパクトシティをつくる時も、それでまちがよくなるかどうかというようなビジョンが見えることかなというふうに思います。なので、単に引っ越しをするというよりは、例えば、それによって残された地域にもちょっと広い、家がどいて、ちょっと広い道路ができるとか、幹線道路に近い高規格道路がどんどん増えていくとか、そういったイメージができることが重要かなというふうに思います。

例えば、どこかの団地をなくしてしまえという話につながるので難しいところがありますけれども、水道管の更新費用がこんだけかかっているというような話が、別の計画ではたしか出ていると思うんですけれども、そのあたりが実際この計画を推進することでどうなるのかとか、この辺が市民みんなに分かると、マイナスな話じゃなくて、やっぱりいい未来を僕は描かなきゃいけないと思うので、ここで言う居住誘導区域外のところで、例えば残されたまちはおそらくこんなふうになるんだというのを、先ほど説明会をするとか、そんな話もありましたけれども、人口が移動することで、例えば考えられる可能性としてこんなことがあるんだよみたいな話は、住民みんなが、それぞれ自分の住んでいるところの周りを考えながらこの計画が進んでいければなというふうに思うので、そのあたり、これが決して人口動態が移動した後に、残りのものが放置されているような話に伝わらないようにだけ、ぜひしていただければなと思います。

◎上村和生委員長

都市整備部参事。

●中村都市整備部参事

委員おっしゃられたとおり、今後説明会におきまして、各地区に入っていく中で、今後その地区がどのような形になっていくのかということも、誤解のないようにちゃんと説明していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎上村和生委員長

よろしいですか。

他に御発言はございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

以前から、この立地適正化計画というのを市民の方がもうほとんど知らない、どういう状況になるのかも理解できていないので、先ほど川口委員からの質問の中で、各地区を回ってもらうということで、私は遅いぐらいかなというような認識を持っています。

それはもう今からやることなのでちょっとあれですけども、いつ頃どのような形になるんでしょうか。

◎上村和生委員長

都市整備部参事。

●中村都市整備部参事

今からこの計画を年度末に取りまとめたいというふうなスケジュールで動いておりますので、来年度に入ってから、そこをまちづくり協議会か自治会かということ、ちょっと検討を今からしていかないかんとは思いますが、その相手と日程の調整をしながら、新年度が明けたら進めていきたいというふうに考えております。

◎上村和生委員長

宿委員。

○宿典泰委員

ぜひ自治会程度でやってほしいと思うんです。まち協に出ておる方と自治会の組長さんあたりは、同じ方も見えるか分かりますけれど、これは対象は住民の方ですので、あくまで自治会でどれぐらい寄るのかは別、興味のない人を無理やり寄せるわけにいかん話ですけど、細かくやっていただきたいのと、こんなことだけ申し添えておきます。

123ページのことなんですけれども、各地域の誘導地域に黒丸と二重丸というのがあって、黒丸のところは誘導する地域の中に施設がもう顕在しておるので、それでいいやと。ただ、二重丸のところは、私ちょっと読まさせてもらうのに、これから伊勢市がどんどん少子化ということになっています。そんなあたりで、保育園やら認定こども園、幼稚園というので、これで8園ですかね、合計すると。まとめてするというのがあるんですけど、これは公共でやるのか民間でやるのか別ですけど、こういうことがこの地域には足らな

いということを言いたいんだろうとは思いますが、したときに、公共施設のマネジメントの話とか、あと民間でも、こういうところがまだまだ足らんやから、認定こども園をあと3つ造れるんやという話で通ってしまう部分があるのかなということを感じるんやけれども、この表記のことについては、どのようなことになるんでしょうか。

◎上村和生委員長

都市整備部参事。

●中村都市整備部参事

123ページのこの表のことで、宿委員がおっしゃられたとおり、この地区にこういう機能のものが今足りないよというようなものをまとめた表というふうになっております。

例えば、居住を誘導していくに当たっても、都市機能がやっぱり集積しとるというのが一つまちの魅力として必要なのかなというふうに考えておりまして、例えば、子育て世代が居住している地区につきましては、子育て支援センターであったり、保育所や認定こども園というのが近くにあるほうが、やっぱり住みよいかないかなというふうに考えておって、今ここの表に整理されておるわけでございます。

ただ、では、公共施設のマネジメントの整合性はどうかというようなお話で、じゃあ、公共で、この地区に足りないから、どんどん造っていくかということではないのかなというふうに考えておりまして、あくまで民間の施設をこのエリアのほうに誘導していきたいというような計画となっておりますので、御理解いただきたいと思います。

◎上村和生委員長

宿委員。

○宿典泰委員

私も公共がやるという言い方はしてないんやけれども、民間がやるとしても、全体のインフラとしては公共であろうが民間であろうが、民間が造るということは、運営費やら委託費やらいろんなことがあるわけです。5年運営してもろうたら、後はいいんやというわけにはいかないので、民間のほうでも、認定こども園なり、保育園なり、幼稚園をやったということになったときには、もう当然目標としては20年以上経営するつもりで立地するわけですが、途中で、それはもう補助金出ないというわけにはいかん話やと思うんですよね。そういうことを考えると、何か立地適正化計画で進んでおるのはいいんやけれども、あとの部署との関連というのか、関係というのか、そのあたりがあまり深読みしていないと違うのかなということを非常に感じたんです。これから運営をしていくになっても、今、保育士の問題も出ておるじゃないですか。それも無視しながら、施設だけできればええということでもないと思うんですね。だから、そのあたりがちょっと、他の部署との連携がちゃんと取れとるのかどうかというのを非常に私は思います。

私は、立地適正化計画も非常に大事だということで、賛成をしとるわけでありまして、やはりそれは柔軟にいろんなことを考えていかないと、もう立地適正化計画があるから誘導してくれと言って、無理やりするわけにはいかないので、そのあたりはいい都市という

のか、いいまちなみをつくっていったって、市民自らが住みたいということをつくらないかんわけなんで、そのときにやはりこれが全部足りないという話になるのかというのは、ちょっとどうかということをや非常に、勘違いする方も見えると思うので、そこら辺は非常にやってほしい。

それともう1点、商業施設が足りないということで二重丸のところがあるんですけども、実際は、国道、県道の中で商業施設を造りたいという、手を挙げて見える方もたくさんおるんです。ただ、それは何かというたら、先ほどの農業の問題の農用地の問題があつて、こんな立地のいいところが農用地で、全然開拓もできないと。だから、所有者も含めて、もうお手上げのような状況のところというのはたくさんありますよね。それはもう農業施策の話と一緒にですけど、そのあたりもこれはきちっとできていないなど。1,000平米ぐらいの商業施設ということになると、土地自体は3倍ぐらい要と思うんですよ、駐車場も含めてやるとね。だから、そのあたりというのは、きちっと他部署との連携が本当に取れとるのかなという感じがしてなりません。そのあたりいかがお考えでしょうか。

◎上村和生委員長

都市整備部参事。

●中村都市整備部参事

例えば、子育て支援センターの話であつたり、それから商業施設の話であつたり、農用地の話であつたりという関連の多い計画、それから、他部署との連携というようなお話をいただきました。

確かにまだまだ庁内であつたり庁外であつたり、関係部署との連携というのも、これからこの計画の説明をしながら、協議をしていく必要があろうかなというふうに考えております。特に商業施設の誘致については、例えば、実際にその土地がないんやというようなお話もあるんかもしれないし、農業施策のほうと、そこについても連携を密にしながらやっていきたいというふうに考えております。

◎上村和生委員長

宿委員。

○宿典泰委員

くどくなる話かも知れませんが、やはり都市整備としては伊勢のまちづくりをいかにしていくかと。その中で、やはりこの立地適正化計画を推し進めることが、そういう土地利用になるんやというんやったら、それはそれで評価をせないかんとは思ふんやけれども、決してそういう状況ではないと思います。

市民アンケートの生活の満足度というのがあつて、評価されていますけれども、やっぱり70%、80%で評価ができたなんてことはないと思うんですよ。それは何かというたら、自分ところの前の道路から入りにくい、隅切りもあらへんわということから始まっているんで、そのあたりのことをきちっと、やはり都市整備としては、全体の計画の中でそんなものは一部の話なので、きちっと整理してほしいと思うし、今後のまちづくりとしてどう

あるかということ、どのように考えていくかということがあるので、ぜひ部長さんのお考えを聞かせてください。

◎上村和生委員長

都市整備部長。

●荒木都市整備部長

立地適正化計画を策定してコンパクトシティを目指すと、これは持続可能なまちづくりをする上で重要なことだということで策定しておるわけですが、一方で、先ほど来、区域外の話も出ていました。区域外にお住まいの方それぞれ、個人の考え方とか事情があって、その区域外のところに、例えば、土地をお持ちであったりとかお住まいである、思いであったり、コミュニティーがあったりとかいうような、そういったこともございますので、当然強制する計画でもない。なかなかそこがこの立地適正化計画の難しいところで、全体としては、やはりコンパクトなまちを目指すというのはあるんですけども、そうは言いながら、それぞれの市民の方のお考え、思い、事情があって、そうならない部分もございます。そこをどれだけうまく、私どもとしてはまちづくりをコントロールしていくかというようなことが、大事な事かなということで、先ほど来おっしゃいました誘導区域の環境を整えて、そこへ住んで、動くことを考えられる人については移動してもらって、コンパクトなまちを進めるとともに、一方では、区域外の住環境もそれは置いておくわけにはいかないというところで、なかなかそれを言いますと、相反する部分になっていく部分もございますけれども、やっぱり先ほど来、委員からもおっしゃったように、目の前の側溝であったりとか、隅切りであったりとか、そういったことは細かいところから大きな計画も含めて柔軟に対応して、まちづくり、市民全体の方が住みよいまちを目指したいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

◎上村和生委員長

宿委員。

○宿典泰委員

部長のほうでもお答えをいただいて、僕もそのとおりやと思います。

ただ、一般市民の方は、本当に目の前、自分の地域、自分の家を中心に周辺の地域がいかに便利かどうかということが、もう一番の評価になっておると思うんです。すると、そこへお孫さんができて、孫が学校に通うにはこんな危険なという、そこから始まってくるので、やっぱり立地適正化計画もすばらしいことやと思うんですけど、一方でそのあたりのことをきちっと片づけないと、これはもう絵に描いた餅のような状況で、誰も関わってこうへんと思うんですよ。

それで、立地できるような状況でここへ来たとしても、インセンティブというのが何にもないですね。何かええことあるのかというのは、いや、いろんな施設が充実してますんやという話だけであって、そのあたりで誘導がなかなかできるかということは非常に難しいので、このことも大事だけれども、やはり一般の都市整備としてどうしていくかとい

うことは、もっともっと強力に推進してもらう必要があるのかなということで申し上げました。ありがとうございます。

◎上村和生委員長

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

この時計で25分まで休憩とさせていただきます。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時24分

◎上村和生委員長

休憩を解き、会議を再開いたします。

【伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】について】

◎上村和生委員長

次に、「伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

都市整備部参事。

●中村都市整備部参事

それでは、「伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】について」御説明申し上げます。

資料3-1を御覧ください。

1、「バリアフリー基本構想の概要」としましては、資料に記載のとおり、令和3年2月に伊勢市バリアフリーマスタープランを策定し、バリアフリー化を促進すべき移動等円滑化促進地区として、伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区、二見浦駅周辺地区、五十鈴川駅周辺地区の3地区を指定しました。

バリアフリー基本構想は、バリアフリー化を推進するための事業計画となるものです。平成29年2月に策定した五十鈴川駅周辺地区に続き、伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区におけるバリアフリー基本構想を策定するものです。

次に、2、「これまでの経過」でございます。

バリアフリー基本構想の策定につきましては、施設設置管理者、三重県公安委員会、高齢者・障がい者団体などで構成します、伊勢市バリアフリー基本構想策定協議会を3回開催しまして、現地確認も実施し、御意見をいただいております。

続きまして、資料3-2を御覧ください。

こちらの表紙を1枚めくっていただいて、目次を御覧ください。

第1章では、バリアフリー基本構想の背景や位置づけなどを記載しています。

第2章では、重点整備地区の選定や課題の抽出をしております。

次に、第3章では、特定事業の時期や内容についてまとめています。

最後に、第4章では、バリアフリー化の推進に向けた取組についてまとめております。

それでは、資料の9ページを御覧ください。

第2章の重点整備地区について、課題を抽出するため現地確認を行った概要をこちらに記載しております。

次に、10ページを御覧ください。

赤色に着色した部分が移動等円滑化促進地区としたエリアで、紫色の点線が生活関連経路を示しています。生活関連経路のうち、水色の実線で示したところがまち歩きで現地確認を行ったところを示しております。

現地確認や協議会において出された課題につきまして、路線名、区間、項目、基準を満たしていない事項、意見などを11ページから24ページにまとめました。

次に、27ページを御覧ください。

第3章では、第2章で抽出した課題につきまして、各施設設置管理者により具体的に事業を御検討いただいたものを取りまとめました。

特定事業とは、バリアフリー法第2条で定める移動等円滑化に係る事業のことで、基本構想において特定事業に位置づけますと、事業を実施する者には事業実施の義務が課せられることとなります。

整備目標時期として、短期事業を令和9年度まで、長期事業は令和10年度以降として定めております。

資料の28ページ、29ページを御覧ください。

こちらは、県道の特定事業となります。

28ページの表の左から、路線名、区間、項目、事業内容、事業者、時期の順に記載しております。区間につきましては、右側の位置図の番号を示すものでございます。横断歩道の段差の解消や視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などを行います。

次に、30ページ、31ページを御覧ください。

こちらは、市道の特定事業となります。

視覚障がい者誘導用ブロックの敷設や敷設位置の変更を行います。また、市-7、岡本吹上線の歩道の急勾配の解消につきましては、今年度中に対応してまいりたいと考えております。

次に、32ページ、33ページを御覧ください。

こちらは、交通安全特定事業として、信号機やエスコートゾーンの整備について記載しております。エスコートゾーンとは、横断歩道に設置する突起形状の横断帯のことで、視覚障がい者が横断方向の手がかりとするためのものでございます。こちらに記載の箇所につきましては、全て短期事業で実施するとのことでございます。

次に、35ページを御覧ください。

ここからは、第4章として、バリアフリーの推進に向けて、ソフト面の取組や方針について記載しております。

表の一番上に市民の皆さんの役割を記載しております。

心のバリアフリーの促進ということで、バリアフリー化の必要性について理解を深めることを役割としております。せっかく視覚障がい者誘導ブロックを敷設しても、そこをまたぐように路上駐車があつては、適切に誘導ができません。このように、それぞれの施設の意味を御理解いただきたいと考え、基本構想におきましても記載をさせていただきました。

そのほか、施設管理者などにつきましても、ハード整備以外の役割について記載しております。

36ページ以降につきましては、情報提供や心のバリアフリー、また、IT技術を活用したバリアフリーの推進について記載しておりますので、後ほど御高覧ください。

恐れ入りますが、資料3-1を御覧ください。

下のほうの3番、「今後の予定」でございます。

11月25日から12月26日にパブリックコメントによる意見聴取を行いまして、その結果と市の見解につきまして策定協議会で御協議いただき、令和4年度末に改訂したいと考えております。

以上、「伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】について」御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

◎上村和生委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

よろしいですか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

全体の話で考え方を聞きたいんですけども、このバリアフリー基本構想、全体計画の中の一部だというのは当然理解をしておるんですけども、五十鈴川駅の計画と、この伊勢市駅・宇治山田駅の計画は、僕ちょっと違うかなというふうに思うんです。

というのも、例えば、このバリアフリー基本構想でこの中に書かれていることって、例えば段差がどうであるとか、どうのこうとか、いろんなことがありますけれども、回ってもらったことと、それによってこういった計画を策定していただいたことは、大変な努力も含めて評価をさせていただくんですけども、例えば再開発とか、このまちのここを20年、30年かけて、もっと全体を、今細い道路であるとか、建っている住宅がどうか、そういったものを全部再開発することも含めて、その中でバリアフリーが実現するとか、そういったことも僕はできるんじゃないかな、そういうふうに思うんですけども、そういった意味で、何ていうかな、目の前の傷をばんそうこうで貼るような計画ではなくて、もっと大きな意味でバリアフリーを実現するような計画が、この伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区には必要ではないかなと思うんですけども、ずっと再開発というか、ずっとそのまま、先ほども言いましたが都市機能であるとか、基盤の整備とか、更新がされていない場所がこの周りにたくさんあるような気がするんですけども、その辺はどんなふうにお考えですか。

◎上村和生委員長
都市整備部参事。

●中村都市整備部参事

まず、こちらのバリアフリー基本構想と申しますのは、資料の3-2の4ページを御覧ください。

4ページに、まず、基本構想とはというようなものがございまして、特に真ん中に四角で囲まれている部分が、基本構想において定める主な事項ということになっております。

基本構想とは何かといいますと、まず、生活関連施設ということで、鉄道駅などの旅客施設から、例えば、官公庁施設や福祉施設、病院、文化施設等、ここに書かれているような施設へ向けていく経路について、バリアフリー化を進めていくというようなものでございます。

その経路について、生活関連経路と位置づけしまして、先ほど申しましたとおり、市道や県道について、どのような事業をやっていくかというようなものを取りまとめているものでございます。

野崎委員のおっしゃられる、中心部についてはもっと大きいまちづくりで、そもそもこういう計画じゃなくてというような御意見だと思うんですけども、このバリアフリーの基本構想というのは、先ほど申しましたとおり、駅から施設に向けての経路をバリアフリー化していくというような計画というふうになっておりますので、委員のおっしゃられるような計画につきましては、都市マスタープランであるとか、もうちょっと大きい計画の中で検討していくべきことかというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

◎上村和生委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

おっしゃることは当然理解しておるんですけども、例えば、10ページありますよね。この10ページの中で、移動等円滑化促進地区であるとか、こういった地区の区分けがあったりとか、まち歩きの現地確認ルート、こんな感じで歩きましたというようなルートがあったりするんですけども、実際この地図とか見たり、この道路とか見たりしますと、障がいを持たれておる方が、回り道をするのがいいとかいかんとか、そういう議論をするつもりはあまりないんですけども、ただ、道路も全く真っすぐじゃないですし、歩いたルートがということじゃなくてですよ、先ほど言ったように、この地区はすごく近年に新しい開発が入ったということもないですし、都市の更新というのが、非常に僕は停滞している地区じゃないかなというふうにやっぱり思います。

今おっしゃってもらったとおり、この構想の中で議論することじゃないと言われれば、そうなのかもしれませんけれども、ただ、僕は特にこの地区に関してはもっと……ある意味ではばんそうこうを貼るみたいな形ではなくて、歩道とかそういったところの整備なんかも、もっと大きい目線で考えていかないと、今日直したはいいけれども、あしたまた新

しい計画をつくって、都市の再更新をせないかんみたいな話にもなりかねませんし、やっぱり歩道の幅とか、こういったこともこの中では出てきていますけれども、こんなのこそ、もっとでっかい計画の中で議論をされるべきかなというふうに僕は思います。16ページに、歩道橋の幅員が狭いというのがありますけれども、これは隣が川なので、それを例えば塞ぐみたいな話になってきたら、この中ではおそらくできない話にはなってきますよね。

そういった意味で、もう少し大きい計画の中で、もしくは、この計画の中でも課題として方向性を僕は出していくべきかなと。都市機能の更新がされていないということは、バリアフリーがなかなか実現できないことの1個かなと。実際、B地区の周りのあの辺は、少しきれいになって歩きやすくなっていますもんね。なので、そういった意味でそのあたりは課題として、そういうのが本当は出てこないといけないかなというふうに僕は思います。これは意見です。

◎上村和生委員長

都市整備部参事。

●中村都市整備部参事

ただいま委員から貴重な御意見をいただきました。

おっしゃられるとおり、この伊勢市駅・宇治山田駅の周辺地区というのは、まちの顔と言われる中心部になっておりますので、今後、機能の更新みたいなこともやっぱり考えていく必要があるエリアであるとは私どもも認識しておりますので、今までも南北分断の話であったり、自由通路の話であったり、いろんな御意見をいただいておりますので、そのあたりの補助メニューであったり、どのような形であったら事業が実現できるのかということも検討していく必要があろうかと思っていますので、今後も引き続き検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎上村和生委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

もう1点だけ。

ごめんなさい。本当は質問の順番を逆にすればよかったんですけども、今、B地区の前に新しく横断歩道をつけてもらっていますよね。あの横断歩道のことで実際にいただいた意見なんですけれども、今まで横断歩道がなかったところに横断歩道ができましたもので、逆に、それに気づかなくて危ないというような話がちょろっとあるんですけども、そんな話を聞かれたことはありますか。あそこで何か、それこそ信号があると思っていなくて、右折したら、人をひきそうやったという話を幾つか実は聞いているんですけども、そんな話を聞かれたことはありますか。

◎上村和生委員長

都市整備部参事。

●中村都市整備部参事

新しくあそこにできた横断歩道の話でございますけれども、私どものほうで、その横断歩道のところで特に危険な状況やったというような情報というのは、入っていないというふうに考えております。

◎上村和生委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

分かりました。

そんな話もちよっとあるので、新しい横断歩道を造るときには、そのあたりもぜひ気をつけていただければなと思います。以上です。

◎上村和生委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎上村和生委員長

ないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員協議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午前11時39分